

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	王寺町
4. 届出番号	10
5. 独自利用事務の事例番号	18-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	

執行機関名 王寺町長

予防接種に係る実費の徴収に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	任意の予防接種に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	10	
③番号法別表第2の項	18	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		王寺町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月王寺町条例第30号) 別表第1の9の項 任意の予防接種に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)第2条	王寺町おたふくかぜワクチン予防接種費用助成金交付要綱(平成26年3月王寺町告示第12号) 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第2条 この法律において「予防接種」とは、疾病に対して免疫の効果を得させるため、疾病の予防に有効であることが確認されているワクチンを、人体に注射し、又は接種することをいう。 2 この法律において「A類疾病」とは、次に掲げる疾病をいう。一 ジフテリア 二 百日咳 三 急性灰白髄炎 四 麻しん 五 風しん 六 日本脳炎 七 破傷風 八 結核 Hib感染症 十 肺炎球菌感染症(小児がかかるものに限る。) 十一 ヒトパピローマウイルス感染症 十二 前各号に掲げる疾病のほか、人から人に伝染することによるその発生及びまん延を予防するため、又はかかった場合の病状の程度が重篤になり、若しくは重篤になるおそれがあることからその発生及びまん延を予防するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病として政令で定める疾病	第1条 この要綱は、おたふくかぜワクチンの予防接種の費用の一部を助成することにより、その乳幼児の健康の保持及び増進に資すること並びに保護者の子育てを支援することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		王寺町おたふくかぜワクチン予防接種費用助成金交付要綱